

整理番号	整理番号
区分	<input type="checkbox"/> 治験 <input type="checkbox"/> 製造販売後臨床試験
	<input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> 医療機器 <input type="checkbox"/> 再生医療等製品

業務委託に関する覚書

受託者 国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と委託者 委託者名（以下「乙」という。）並びに開発業務受託機関 受託機関（以下「丙」という。）は、甲乙間にて 年 月 日付で契約締結した治験契約書（以下「原契約書」という。）に基づく被験薬 被験薬名 の治験（治験実施計画書番号：実施計画書番号、以下「本治験」という。）の実施に際し、以下の各条のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わすものとする。なお、その他の条項については、原契約書のとおりとする。

（委託される業務）

第1条 甲は、乙が開発業務のうち次に規定される業務（以下「本業務」という。）を丙に委託することを承認する。なお、乙丙間の業務の委受託に関しては、原契約書に定めるもののほか、乙丙間にて 年 月 日付で契約締結した開発業務の実施に係わる委受託契約書（以下これらを総称して「原委受託契約書」という。）によるものとする。

開発業務受託機関の業務範囲に関する資料内、「実施する業務」の内容をそのまま記載

（業務の実施）

第2条 丙は、本覚書のほか原契約書ならびに原委受託契約書に基づき、本業務を実施するものとする。

（本覚書の効力等）

第3条 なお、本覚書は、覚書締結日から原契約書の変更等にかかわらず本治験の終了までの間、効力を有するものとする。

2 本覚書に規定する事項は、甲乙丙間の協議により、変更または解除することができるものとする。

（責任の所在）

第4条 乙は、丙が実施する本業務の履行について、甲に対して責任を負う。ただし、丙は、本条の規定により、原委受託契約書に基づく丙の乙に対する責任を免れない。

（協議事項）

第5条 本覚書に定めない事項および本覚書の各条項の解釈につき疑義を生じた場合は、その都度甲、乙、丙、三者が、誠意を持って協議の上決定する。

本覚書締結の証として本書を3通作成し、甲乙丙記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 木村 正 印

乙 印

丙 印